

岩沼市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、岩沼市公告式条例」を「公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を岩沼市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。